

立教学院 企画室撮影事業 2025 年度撮影ルールについて

本学における撮影は以下のとおり定めるルールを遵守いただくとともに、学生生活ならびに教職員の本来活動（教育研究およびそれに付随する活動）を妨げることがなきよう実施願います。

1. 撮影希望の際は企画書、台本など仕様詳細を提出し、本学が許可した場合に限り可能となる。また、撮影は申込書を提出いただき、許可証の発行をもって許可される。
2. 撮影時間は事前に許可した時間に限るものとし、準備後片付けを含め時間内に行うこと。
3. 撮影時は学生生活および教職員の本来活動を最優先とすること。
4. 事前に許可を得た場所以外の使用・占有は行わないこと。
5. 本学の許可を得ずに立ち入り禁止や通行止めを行わないこと。
6. 本学が設置している物品や掲示物の移動、自身が持ち込んだ物品の設置および掲出は許可なく行わないこと。また、建物・設備・外構等の改変は行わないこと。
7. 本学の許可を得たうえで物品や掲示物の移動および設置を行った場合は、その場所の撮影を終え次第すみやかに撤去し原状復帰すること。
8. スタッフの声や音出し等は、近隣住民の迷惑や学生・教職員の活動の妨げとならないよう十分に配慮すること。（大声での指示などは行わない）
9. 撮影で使用する電源は自ら用意すること。なお、発電機を持ち込み使用する場合は、その設置場所について本学が許可した場所に限る。
10. あらかじめ許可した場所以外での飲食は行わないこと。
11. 学内は禁煙とする。学内駐車車両内での喫煙も禁止とする。また、キャンパスの外においても豊島区および新座市の条例により路上喫煙は禁じられているので注意すること。
12. 撮影で生じたゴミはすべて持ち帰ること。
13. 本学担当者が写真および動画により事業を記録することを拒否しないこと。
（撮影した写真および動画については作品の著作権保護ならびに被写体の肖像権保護をお約束します）
14. 本学学生や職員による撮影風景の見物を拒否しないこと。（許可なく見物者を排除しないこと。）
15. 撮影にあたり所有権・著作権等法令上の問題が生じた場合、撮影者が一切の責任を負うこと。
16. 当文書記載事項ならびに別途取り決めた事項、本学からの指示内容は撮影スタッフ全員に漏れなく周知し、理解・徹底させること。
17. 入構前および退構後に近隣公道へ路上駐車・停車をしないこと。
18. 撮影を許可した場合でも本学の都合を含む各種事情により撮影許可を取り消す場合がある。その場合でも一切の金銭的補償を求めないこと。

<撮影料金表（税別）>

スチール撮影	基本料金	～4 時間	90,000 円
		～8 時間	160,000 円
	延長料金		30,000 円／1 時間
ムービー撮影	基本料金	～4 時間	280,000 円
		～8 時間	480,000 円
	延長料金		90,000 円／1 時間

※天候予備日が必要な場合はお早目にご相談ください。

※その他生じる費用（清掃、施設管理人手配、特殊な備品類の借用等）は別途お見積りいたします。